

No.1 東日本大震災の3日後に被災地で発生した火災による建物等の焼損を原因とする保険金ないし共済金の請求に理由がないとされた事例

平成26・10・14仙台地裁仙沼支部判決、平成23年(ワ)第43号保険金請求事件(第1事件)、第42号保険金請求事件(第2事件)、第44号共済金請求事件(第3事件)、平成24年(ワ)第9号保険金請求事件(第4事件)、第10号保険金請求事件(第5事件)、第11号共済金請求事件(第6事件)、請求棄却【控訴】<単独：一原友彦裁判官>

【**判示事項**】 東日本大震災の3日後に被災地で発生した火災による建物等の焼損を原因とする保険金ないし共済金の請求は、判示の事実関係の下においては、その理由がない。

【**当事者**】 Xら(個人7名)対Y₁(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)、Y₂(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)、Y₃(迫地方農業共済組合)、Y₄(三井住友海上火災保険株式会社)

【**事実の概要**】 東日本大震災において津波により浸水した宮城県仙沼市<略>一丁目所在の建物または動産を保険または共済の目的としてYらとの間で保険契約または共済契約を締結していたXら(X₁～X₅は第1～第5事件、X₆・X₇は第6事件)が、同月14日に同地域で発生した火災により当該建物または動産が焼損したと主張して、Yら(Y₁は第1・第5事件、Y₂は第1・第2事件、Y₃は第3・第6事件、Y₄は第4事件)に対し、保険金または共済金の支払いを求めた事案であって、各事件に共通する争点として、①保険または共済の目的である建物または動産が同日に発生した火災により焼損したか、それともこれに先立つ同月11日の地震および津波によりすでに滅失していたか、②当該火災は当該津波によって発生したものが、③当該火災において当該建物または動産に生じた損害は当該火災が当該津波によって延焼または拡大して発生したものを巡って専ら争われている。本判決は、本件津波による<略>一丁目付近の被災状況、本件各目的物のうちの各建物の被災状況、本件火災の発生および消火活動の状況についての認定事実を踏まえ、共通争点の①については以下の理由の要旨1、共通争点の②については同2、共通争点の③については同3のとおり判示して、個別事件の争点について判断することなく、Xらの請求をいずれも棄却している。

【**理由の要旨**】 1 本件各目的物のうち、X₁居宅建物、X₁家財、X₁店舗建物、X₁店舗動産、X₂建物、X₄建物、X₅2階建部分、X₅家財、X₆居室、X₆家具類及びX₇建物については、本件火災によりその全部又は一部が焼損したという保険事故又は共済事故に該当する外形的事実が存在するものと認めることができる〔ので〕…〔経済的価値の喪失に関する〕Yらの主張についての判断はひとまず留保し…共通争点②及び共通争点③についての判断を先行させることとする〔ほか〕…本件火災によりX₃共済契約に定められた共済事故が生じたとは認められないことについては前記…で説示したとおりである〔注…X₃2階建建物、X₃家具類およびX₃1階建建物については、いずれも本件火災が発生した時点においてすでに滅失し、または共済の目的から外れていたものと認められるから、本件火災による焼損という共済事故が生じたものと認めることはできないと判断されている〕が、当事者の主張にかんがみ…本件津波によりBブロックに流れ着いたX₃2階建建物がなお滅失に至っておらず、これに収容されていたX₃家具類も少なくともその一部が残存しており、これらがすべて本件火災により焼損したと仮定して判断するものとする。2 本件火災の出火場所を厳密な点として特定することまでは困難であるものの、本件火災はAビル付近のうちその南東側又は南西側から出

火した蓋然性が高く、より具体的には、EブロックのうちAビルから南東側の部分又はHブロックのうち北東側ないし中央の部分の範囲のいずれかの地点が本件火災の出火場所であると推認することができる〔ところ、本件火災は本件車両から出火したものが否か、堆積した瓦礫等からの本件津波による出火の可能性、たばこの不始末による出火の可能性、放火による出火の可能性に係る認定判断〕によれば、本件火災については、本件津波とは無関係な原因により出火した具体的な可能性があるとは認められず、…本件津波により引き起こされたものとみるのが経験則上相当であって、そのことには通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持つことができるから、本件津波が本件火災という結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性の証明があるというべきである〔つて〕…火災原因判定書においては、電気関係やガスによる出火は否定されるが、たばこの火の不始末、放火又は車両からの発火により出火に至った可能性は否定できず、特定できない旨の理由から、出火原因は不明とされている〔とはいえ〕…本件津波により浸水した車両の電気系統の不良により出火に至った蓋然性が相当程度有力に認められるのに対し、たばこの火の不始末や放火により出火に至った可能性は抽象的なものにとどまると認められることは既に説示したとおりである〔ほか〕…消防本部自身も、平成24年7月に発出した「東日本大震災 消防活動の記録」と題する記録集においては、本件火災を東日本大震災によって発生した火災の一つと位置づけていることが認められるから、消防本部としても、いずれにせよ本件火災の原因は本件津波にあると認識しているものと考えられる〔ので〕…本件津波と本件火災の間には因果関係が存在し、本件火災は本件津波により発生したものと認められる…ところ、…本件各目的物は、本件火災において出火場所からの延焼によりその全部又は一部が焼損したものと認められる〔ので〕…Y₁は、Y₁家庭約款…Y₁事業者約款…Y₂は、Y₂特約条項…Y₃は、Y₃火災約款…に基づき…いずれも免責され…X₇に関しては…Y₃総合約款…に基づき…新価特約が適用されるとしても…Y₃は、X₇に対し…損害共済金を支払済みである〔し〕…Y₄は、Y₄火災約款…に基づき…免責される〔から〕…共通争点②においてYらの主張する各抗弁は、いずれも理由がある。3 以上〔注…焼損が延焼によるものか否か、本件津波による被災前の消防体制等の事実関係のほか、本件津波と延焼との因果関係の有無に係る本件地震および本件津波が発生していなかった場合の焼損範囲、本件津波による消火阻害要因、本件津波による延焼促進要因に係る認定判断〕によれば…仮に本件地震及びこれによる本件津波がなければ、Aビル付近の南東側又は南西側(EブロックのうちAビルから南東側の部分又はHブロックのうち北東側ないし中央の部分の範囲のいずれかの地点)の出火場所から他のブロックにまで延焼が及ぶことはあり得なかったのだから、本件津波と上記延焼との間に条件関係が存在することは明らかである〔ところ〕…本件津波による被災のため、本件火災に対する消火活動には様々な阻害要因が生じ、そのため実際にも消火活動がますます遅れていったのであり、更には…本件津波による被災は延焼を促進する要因ともなっていたのであるから、上記出火場所からAブロック所在のX₁居宅建物、X₁家財、X₁店舗建物、X₁店舗動産及びX₄建物、Bブロックに漂着していたX₃2階建建物及びX₃家具類、Fブロック所在のX₂建物、X₅2階建部分及びX₅家財並びにGブロック上所在のX₆居室…、X₆家具類及びX₇建物にまでそれぞれ延焼が及んだ原因が本件津波にあることは経験則上明らかであって、そのことには通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持つことができる〔ので〕…本件津波が上記の各延焼という結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性が証明されているというべきである〔から〕…この点からも…共通争点③においてYらの主張する各抗弁もまた、理由がある。

No.2 旧簡易生命保険法55条1項2号にいう被保険者の遺族に被保険者の兄弟姉妹の子が含まれないことについて保険者の被保険者に対する説明義務違反の有無（消極）

平成27・2・25東京高裁第23民事部判決、平成26年(ネ)第5431号保険金請求控訴事件、控訴棄却・控訴審における請求棄却【上告受理申立て】〈合議：水野邦夫裁判長〉

【判示事項】 旧簡易生命保険法55条1項2号にいう被保険者の遺族に被保険者の兄弟姉妹の子が含まれないことについて、保険者が被保険者に対して説明しなかったとしても、保険者に説明義務が認められない判示の事実関係の下においては、説明義務違反はない。

【当事者】 X₁(個人)・X₂(個人)対Y(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構)

【事案の概要】 本判決は、本誌1456号9頁の金判SUPPLEMENTのNo.3で紹介した東京地判平成26・9・26の控訴審判決である。原判決は、亡Aが締結していた本件各保険契約の死亡保険金の受取人となる「被保険者の遺族」に被保険者の兄弟姉妹の子は含まれないとして、亡Aの兄の子(姪)であるXらの保険金請求を棄却し、本判決も、原判決を相当として、Xらの控訴を棄却したほか、Xらが控訴審において選択的に追加したYの説明義務違反を理由として損害賠償を求める請求についても、要旨、以下のとおり判示して、これを棄却している。

【理由の要旨】 1 Xらは、…Y〔注…本件各保険契約時の保険者である国〕は、本件各保険契約締結の際、Cが死亡した後にXらが遺族でないため死亡保険金を受け取ることができないことを説明しなかったと主張する〔が〕…Aが、本件各保険契約の死亡保険金について、Cが死亡した後にXらが受け取ることを信じていたことを認めるに足りる証拠はなく、まして、Yにおいてこれを認識すべきであったと認めるに足りる証拠は全くない〔のであって〕…XらとAとの間に良好な親族関係があったとしても、それが、Aにおいて本件各保険契約の保険金をXらが受け取る事態を想定していたとの根拠とはならない〔し〕…本件各保険契約の締結時において、Cがいつ死亡するかは予想できるものでなく、また、人の身分関係・生活関係は流動的であるから、旧簡易生命保険法55条に言う遺族が本件各保険契約締結後に現れる可能性もあるのであって、YにおいてXらの主張するような事項を説明する義務があったとはいえない。2 Xらは、Yは、Cが死亡した後、Aに対し、遺族が存在しないので、Aが死亡した場合は死亡保険金を受け取る者がいないことを説明する義務があったのにこれを怠ったと主張する〔が〕…Y〔注…日本郵政公社を含む〕が、Aの生前に、Cの死亡によってAの遺族に該当する者がいなかったことを具体的に把握していたことについての主張、立証はなく、Xらの主張は、その前提を欠いている〔だけでなく〕…仮に、Xらの主張が保険者において上記事実を積極的に調査、把握すべきであるとの主張を含むものであるとしても、被保険者の身分関係・生活関係が流動的であるのに、保険者であるYが、遺族となるべき者の変動をその都度調査の上、Aに説明する義務があるとは到底認められず、採用できない。

No.3 訴訟提起前に債務の履行を受けた債務者が債権者に対して当該債務の不存在確認を求めて提起した訴訟の確認の利益の有無

平成27・2・26札幌地裁民事第2部判決、平成27年(ワ)第40号債務不存在確認請求事件、訴え却下〈単独：郡司英明裁判官〉

【判示事項】 訴訟提起前に債務の履行を受けた債務者が原告となって債権者を被告として当該債務の不存在確認を求めて提起した訴訟であっても、訴訟係属後、被告とされた債権者において、当該債務に係る債権が存在しないことを認めているだけでなく、その不存在に至った事実関係を確認するなどの行動をとっていれば、債務者が原告となって当該訴訟を提起するに至らずに当該債権・債務を巡る紛争が除去されたものと考えられる判示の事実関係の下においては、原告である債務者の法的地位に現実の不安が存在するということはできない〔以上〕…当該訴訟について、確認の利益は認められない。

【当事者】 X(CFJ合同会社)対Y(個人)

【事案の概要】 Z₁(千代田トラスト株式会社)とYとの間で締結された基本契約に基づく金銭消費貸借に係る「本件取引」に関し、Z₁からYに対する貸金債権の譲渡を受けたZ₂(アイク株式会社)を吸収合併したXとYとの間で過払金返還債務が47万円であることを確認する旨の「本件和解」が成立し、その支払いも済んでいるにもかかわらず、YがXに対して改めて過払金の請求をしてきたと主張して、Xが、Yに対する過払金返還債務を負っていないことの確認を求めたのに対し、Yは、Xが過払金返還債務を負っていないことを認めた上で、Xの本件訴えには確認の利益が認められないと反論して、本案前の答弁として、本件訴えを却下する旨の裁判を求めている事案である。

【理由の要旨】 Xが本件訴訟提起に至った経緯については、XとYとの間で過払金返還債務が47万円であることを確認する旨の和解が成立したにもかかわらず、YがXに対して本件請求を行ったという事情が存在するところではある〔が〕…Yは、本件訴訟において、平成27年2月6日付け答弁書をもって、本件取引にかかる過払金返還請求権が存在しないことを認めるとともに、Yが本件請求をした経緯につき、複数の過払金返還請求事案をY訴訟代理人に依頼したYにおいて、本件和解による精算を失念していたと説明している…事情に加えて、本件請求後、本件訴訟提起前に、Xが、Y(Y訴訟代理人)に対して本件和解の存在を伝え、その事実関係を確認するなどの行動をとっていれば、そもそも本件訴訟提起に至らずにXY間における過払金返還債務の有無についての紛争が除去され得たものと考えられることを踏まえると、本件口頭弁論終結時において、本件取引にかかる過払金返還債務の存否に関し、Xの法的地位に現実の不安が存在しているということとはできない〔以上〕…本件訴えについては、確認の利益が認められない〔ので〕…本件訴えは訴えの利益を欠〔き〕不適法…である…。

※次回の金判 SUPPLEMENT Vol.77は、No.1465(2015年5月1日号)の掲載予定です。